

指定管理者制度導入についての基本方針

平成17年7月1日策定

平成18年5月30日改訂

1 はじめに

公の施設の管理については、地方自治法の一部を改正する法律が平成15年9月2日に施行され、公共的団体や地方公共団体の出資法人に限定し委託する「管理委託制度」から、民間事業者、NPO、地域の団体等幅広い団体に管理を代行させる「指定管理者制度」に移行した。

このことから、施設の管理については、市の直営（一部業務委託を含む。）若しくは指定管理者による管理のいずれかの方法をとることとなった。

この制度は、「民間でできることは民間に」という観点から行政改革推進の一環として導入されたものであり、その目的は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、より質の高い住民サービスの提供を図るとともに、施設の維持管理費用等の縮減を図ることである。

なお、旧1市6町が合併したことにより、同種施設が近隣に重複し設置されているなど、施設数や規模に過剰感がある。今後、まちづくり全体の観点から、施設の管理運営のあり方等を総合的に点検する中で、その存廃や統合等の検討も併せ、制度導入が図れるものは導入を検討することとする。

2 制度導入にあたっての基本的な考え方

(1) 制度導入にあたっては、単に経費の節減を図ることができればよいというものではなく、住民へのサービス提供を優先して考慮する必要がある。

そのため、施設ごとに設置目的や実施している事業の内容、利用状況等を整理し、制度導入により管理運営が効果的、効率的な施設については、制度導入を図り、そうでない場合は、市が直接施設の管理を行うこととする。

(2) 制度導入は、行政と市民との協働のまちづくりにも寄与すると考えられることから、すべての公の施設について、制度導入の趣旨を踏まえ行政と民間等との役割分担の視点に立ちながら、総合的に検討したうえで、適切な導入を図るものとする。

(3) 東近江市地域振興事業団については、今日まで主要な公共施設を一括管理し、効率的な管理運営を図るなど、行政と協調し、住民福祉の向上や文化・体育の振興に重要な役割を果たしてきたところである。

しかしながら、指定管理者制度導入に伴い、一事業者として競争環境にあることから、そのあり方や担うべき役割を再点検し、自主性・自立性を高め、より一層効率的な事業運営へ向け見直しを図っていく必要がある。

こうしたことから、事業団については、今日までの公共施設の管理運営に係る関わりや今日まで担ってきた役割の重要性、組織のあり方について、充分検討を重ねながら、対応していくものとする。

- (4) 公の施設については、毎年管理運営のあり方を点検し、直ちに制度を導入しない施設にあっても、施設そのものの設置理念やその存在意義も含めた運営を見直し、そのあるべき姿を再確認する中で、積極的に制度導入を図ることとする。
- (5) この制度は、地方公共団体の裁量に委ねられている部分が多いため、点検の結果、制度導入が適当と判断した場合は、今後も適宜見直しを図る。

3 基本的な導入の進め方

(1) 公の施設における総合点検の実施

すべての公の施設を対象に、各部局において毎年、次の視点から制度導入の可能性を探るとともに、施設の設置目的、利用状況及び管理運営のあり方等を総合的に点検し、施設の設置目的をより効果的に実現できる方法についてとりまとめる。

なお、点検結果については年度内に公表することとする。

(制度導入の視点)

個別法制度上、民間事業者等に委ねることについて制約がない。

利用の平等性、公平性等(守秘義務の確保等を含む。)について、行政でなければ確保できない明確な理由がない。

税負担ではなく、使用料・利用料金により運営を行う収益的施設である。

同様・類似サービスを提供する民間事業者等が存在する。

民間事業者等に任すことで経費削減が図れる可能性がある。

民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。

(2) 制度導入施設の検討・決定

当分の間、施設ごとの制度導入については、各部局の点検結果をもとに本市行政改革推進本部にて決定する。

(3) 条例の整備

指定手続(申請、選定、事業計画の提出等)に関する共通事項については、手続条例による。

制度を導入する場合、必要に応じ管理の基準(休館日、開館時間、使用制限の要件等)及び業務の具体的範囲(施設・設備の維持管理、個別の使用許可等)に関する事項について、個別の施設条例を改正する。

(4) 指定管理者候補者の選定基準

指定管理者候補者の選定にあたっては、応募のあった者の中から、次に示す選定基準をもとに、施設の設置目的を最も効果的に達成することができると認められる団体について、総合的に判断し選定する。

なお、公募しない場合においても、同様の視点から評価を実施する。

(選定基準)

市民の公平な利用を確保することができるものであること。

事業計画書等の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。

事業計画書等に沿った管理を安定して行う能力を有しているか、又は確保できる見込みのあること。

事業計画書等の内容が、当該公の施設の管理経費の縮減が図られるものであること。

その他市長等が当該公の施設の性質又は目的に応じて別に定める基準

なお、施設ごとの評価にあたっては、所管課等において上記選定基準を基に、より具体的でわかりやすい評価基準を設定することとする。

(5) 指定管理者が行う業務の範囲

施設ごとに、管理業務の範囲を検討することとなるが、施設の維持管理と事業を切り離すことが効率的かつ効果的である場合は、事業自体をひとつの業務にとらえ、市がこの業務を直営とすることができるものとする。

使用許可及び利用料金制度についても施設ごとに適否を検討し、効率的かつ効果的であれば、業務に含めることとする。

施設の使用料を収納する事務を業務の範囲とする場合は、地方自治法施行令第158条の規定に基づき、収納事務委託契約を締結するものとする。

(6) 指定の期間

指定の期間は、特別の事情のある場合を除き、サービスの安定性、継続性・効率性、競争の機会の確保といったことを考慮し、原則3～5年とし、施設ごとに関係部局にて決定する。

(7) 指定管理者候補者の募集

募集にあたっては、原則として一般公募とし、次の点に留意する。

情報提供は、東近江市公告式条例第2条第2項の掲示場へ掲示するほか、ホームページや広報紙等適切な方法を活用するとともに、適宜説明会を実施する。

申請受付期間は、応募者の準備に必要な期間を確保するため、原則として1ヶ月とする。

施設ごとに募集を行うことを原則とするが、施設の管理運営の効率性、合理性等の観点から、複数の施設の管理を一括して行わせることは可能とする。

なお、次のような場合は公募せず、特定の団体を指定管理者候補者とするることができるものとする。ただしこの場合にあっても、公募することを妨げるものではない。

施設の設置目的、利用形態、地域振興などにより、予め定められた団体を指定管理者候補者とするのが適当と認められる場合

事業の継続性、専門性、特殊性及び実績などにより、現指定管理者を引き続き指定管理者候補者とするのが適当と認められる場合

公募にあたり、応募する事業者並びに評価基準を満たす事業者がいなかった場合

指定の取り消し等で施設管理上、緊急に指定を行う必要がある場合

その他合理的な理由がある場合

(8) 選定委員会の設置

公募により指定管理者候補者を選定する場合は、選定委員会(以下「委員会」という。)を各部局内に設置する。

委員会は、5～8人程度の委員（女性委員含む）をもって組織する。
委員会は、外部委員を入れるなど、透明性、専門性の確保に努める。
委員会の組織及び運営に関し必要な事項については、設置要綱を定める。
委員会は、個別の施設について設定した評価基準に基づき指定管理者候補者を選定する。
選定結果は、応募者全員に通知するとともに、公表する。

（9）予算措置

市から指定管理者に支払われる管理料は、指定管理者の指定する議決を得る時点で、基本的に債務負担行為の設定をすることになる。また、年度ごとの支出科目は委託料として取り扱う。

（10）利用料金制度

施設使用に係る使用料については、指定管理者の収入として取り扱う「利用料金制」を導入することができる。利用料金制度を採用する場合は、条例で定める使用料の範囲内で指定管理者が市の承認を受けて利用料金を定めることとする。

（11）議会の議決

指定管理者候補者の選定後、次の事項について議会の議決を経なければならない。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
指定管理者となる団体の名称
指定の期間

（12）協定の締結

議会の議決後、市と指定管理者との間で、管理業務の実施にあたり必要な事項について、施設の状況に応じて協定を締結する。

協定は、指定期間に応じた複数年の基本協定とし、必要に応じて、単年度の「年度協定書」を締結することとする。基本協定の主な内容は次のとおり。

指定期間に関する事項
事業及び管理業務の実施内容に関する事項
施設使用料に関する事項
市が支払うべき管理費用に関する事項
管理業務に関して保有する個人情報の保護及び情報の公開に関する事項
事故及び損害の賠償に関する事項
事業報告に関する事項
指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
その他市長等が必要と認める事項

（13）その他関係条例との考え方

市は、当該公の施設の管理に係る協定書において、指定管理者が講ずるべき個人情報の適切な管理のために必要な措置を明らかにしなければならない。
また、指定管理者は、当該管理運営業務の範囲内において、個人情報の適切な管理に必要な措置を講じなければならない。

指定管理者は、当該公の施設の管理に関する情報の公開に関し、別に規程を定めるなどの必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

指定管理者は、管理運營業務を行うにあたり、市の行政手続条例の規定に基づいた手続により行うものとし、審査基準、標準処理期間及び処分基準を定めるものとする。

(14) 制度導入後の対応

関係部局において、次のような対応を行い、適切な施設管理に努める。

定期または随時のモニタリングの実施

管理運営状況の把握及び適切な指示

施設利用者の意見聴取とその反映

導入についての検証（管理目標、指定期間の見直しなど）

4 導入スケジュール（公募場合 条例改正済）

6月	仕様書・募集要項の検討、作成
7月	仕様書・募集要項の発表 選定委員の人選
8月	説明会 指定管理者申請受付（1ヶ月）
9月	選定委員会（審査） 選定結果確認（行政改革推進本部）
10月	新年度予算編成 指定の議案提出 基本協定書作成準備
12月	12月議会で指定の議決 指定の通知、告示
翌年1月	基本協定の締結 管理に向けての準備
4月	年度協定締結 管理開始